

Ⅶ 町立幼稚園の幼保一体化等に向けて

1 背景

近年、保護者の就労形態が変化し、共働き家庭の増加や核家族化の進行等により、子どもたちの育つ環境が変化しており、保護者の教育・保育へのニーズは多様化しています。

このような中、国では、平成 24 年 8 月に①子ども・子育て支援法、②認定こども園法の一部改正法、③児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法のいわゆる子ども・子育て関連 3 法が成立し、既存の幼稚園及び保育所から認定こども園への移行を促進することが示されました。

また、平成 30 年度に「幼稚園教育要領」が大幅に改訂され、「保育所保育指針」及び「認定こども園教育・保育要領」も併せて改訂されます。

これは、「幼稚園は教育」、「保育所は預かり」と言ったこれまでの概念は無くなり、幼稚園、保育所いずれの施設に入園した場合においても、同様の教育・保育が受けられるようにするための改訂となっています。

金ケ崎町では、3 歳児から入園となる町立幼稚園の園児数が減少している一方で、0～2 歳児の保育希望が増え、町内の保育所は定員一杯となっており、特にも 0～2 歳児の待機児童が発生している状況です。

このような現状から、喫緊に待機児童を解消し、保護者が望む多様な教育・保育サービスを提供することが課題となっています。

2 検討経過

町立幼稚園の今後のあり方について検討するため、平成 29 年 5 月に町立幼稚園保護者、自治会からの代表者、子育てサークル代表、県立大学准教授（幼児教育専門）、保育所設置運営法人、幼稚園長、主任教諭で組織した「金ケ崎町立幼稚園のあり方検討委員会」を設置し、幼稚園の統合や認定こども園に整備する旨のほか、5 項目にわたる提言をいただきました。

この提言を踏まえ、政策、財政、子育て支援（保育）、教育（幼稚園）の関係課による「就学前の子どもの教育・保育施設環境整備推進会議」で、様々な視点から検討協議を行いました。

先般、同推進会議で検討した内容について、金ケ崎町立幼稚園のあり方検討委員会へ報告及び方針案について提案し、方針案について了承をいただいたところです。

3 方針（案）

（1）認定こども園の設置について

これまで町立幼稚園は、3～5歳児の子どもの教育の場として運営してきたところですが、近年、共働きや核家族による子育て家庭が増加し、特にも、0～2歳児の待機児童が多い状況となっています。

このような状況に対応するため、平成31年4月の開園を目指して、幼稚園に保育所機能を増設し、国が移行を促進している幼稚園と保育所どちらの希望でも入園できる「認定こども園」として整備します。

このことにより、幼稚園を希望する保護者と、0歳児から保育所を希望する保護者のニーズへの対応が可能となり、待機児童の解消が図られる見込みです。

（2）町立幼稚園の統合について

幼児期は、グループ、学級全体など家庭では体験できない集団生活での様々な関わりの中で、遊びや活動を通して、切磋琢磨しながら成長していくことが望ましいとされており、教育・保育の分野では、1学級20人程度が適切な園児数であると言われてしています。

今年度は、町立幼稚園の全園児数が166人となっており、1学級20人程度の学級は2学級、一番少ない学級は4人、1学級平均10人での学級編制となっています。

今後、子どもの数が減少傾向となっていくことに加えて、0～2歳児の保育希望が増えていくことが見込まれ、3歳児からも継続して保育所に入園する子どもが増加し、3歳児からの入園となる幼稚園の園児数は、今後ますます減少していくことが予想されます。

以上のことを踏まえ、金ヶ崎町では、望ましいとされる適切な規模の学級編制で子どもたちに教育・保育を提供していくため、1学級20人程度の学級編制ができるよう、町立幼稚園の統合を目指したいと考えております。

（3）今後の対応について

この方針案をもって、11月7日から保護者説明会及び町民懇談会等で説明し、町民の皆様から頂いたご意見等を踏まえ、方針を決定します。